



～生命保険を使った相続対策～



税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生

相続対策は、①「遺産分割対策(争族対策)」②「納税資金対策」③「節税対策」をバランスよく行うことが大切です。生命保険はこれらの対策のすべてに活用できる効果的な方法です。

1. 生命保険を使った相続対策

- 1 遺産分割対策(争族対策)： 死亡保険金の受取人を指定することで、争族(遺族が争う)を防止。
- 2 納税資金対策： 死亡保険金で相続税の納税資金を準備。
- 3 節税対策： 生命保険金の非課税限度額の活用により相続税が軽減。

2. 遺産分割対策(争族対策)として活用

1 遺産分割協議の対象外になる

受取人の指定のある生命保険金は「受取人の固有の財産」となり、相続財産ではなく遺産分割協議の必要がありません。受取人が単独で生命保険会社に手続きすれば保険金が支給され、他の相続人の承認や印鑑は不要です。そのため、あげたい人にあげたい金額を確実・スムーズに渡すことが可能です。また、借金などが多く相続放棄をした場合でも保険金を受け取ることができます。

2 不動産の共有を避けるため代償分割に利用できる。

不動産など遺産分割が困難な財産があります。このとき代償分割という方法で解決させることができます。代償分割とは、不動産を相続した相続人が、その代わり(代償)として、金銭を他の相続人に渡す方法です。不動産を相続する相続人が現金を持っているかどうかポイントになります。生命保険金の受取人にしておくことで、代償分割のときに支払う現金に充てることができます。

3. 納税資金対策として活用

相続税の納税は、相続税の申告期限(相続から10ヶ月後)までに、金銭で一括払いするのが原則です。生命保険は相続税の納税資金にはうってつけといえます。

4. 節税対策として活用

相続税では受け取った生命保険金は「みなし相続財産」とされて相続税の課税の対象となりますが、受け取った生命保険金のうち一定の額(非課税限度額)については相続税の課税がされません。銀行預金で残しておくよりも生命保険として残すほうが節税になります。

生命保険金が非課税限度額 = 500万円 × 相続人の数
 (例) 相続人が3人なら500万円×3人(相続人) = 1500万円

5. 生命保険契約の注意点

相続対策にふさわしいのは一生涯保障が続く終身保険です。また、生命保険契約の仕方により、死亡保険金の受取り時にかかる税金が異なってきますので注意が必要です。

(死亡保険金の課税関係)

被保険者	契約者(保険料負担者)	受取人	課税される税金
父	父	子	相続税
父	母	子	贈与税
父	子	子	所得税・住民税

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
 〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
 TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp